

## 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

### 1 地域型保育事業の類型

類 型	内 容
家庭的保育事業	定員を5名以下とし、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。
小規模保育事業	定員を6～19名とし、保育を目的とした様々さスペースで、小規模で保育を実施。3つの類型がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・A型：保育所分園に近い類型</li> <li>・B型：AとCの中間的な類型</li> <li>・C型：家庭的保育に近い類型</li> </ul> （C型は、経過措置により定員を6～15人とすることができる。）
事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員のほかに、地域の子どもにも保育を提供する。従業員枠＋地域枠
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施

- 家庭的保育事業案の許可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が定める必要がある。

### 2 事業の認可

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のものが行う際には、市町村の「認可」を受ける必要があります。この認可基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資格、職員数</li> <li>・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの</li> </ul>
参酌すべき基準	上記以外の事項

## 地域型保育事業の認可基準について

### ① 職員数・資格要件（従）

#### 【資格】

類 型		国 基 準	那珂川町基準（案）
家庭的保育		家庭的保育事業者（+家庭的保育補助者※1）	国の基準のとおり
小規模保育	A 型	保育士 ※2	
	B 型	保育士 1/2 以上 ※2	
	C 型	上記 家庭的保育と同様	
居宅訪問型保育		必要な研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	
事業所内保育	定員 19 人以下	上記 小規模保育 B 型と同様	
	定員 20 人以上	上記 小規模保育 A 型と同様	

※1 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認めるもの

※2 保健師又は看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可

#### 【職員数】

類型	国基準（子ども数：保育士数）	那珂川町基準(案)	
家庭的保育	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合 5：2)	国の基準のとおり	
小規模保育	おおむね 0歳児 3：1 } +1人 1～2歳児 6：1 }		
	C 型		上記 家庭的保育と同様
	居宅訪問型保育		0～5歳児 1：1
事業所内保育	定員 19 人 以下 おおむね 0歳児 3：1 } +1人 1～2歳児 6：1 } 3歳児 20：1 } 4歳児以上 30：1 }		
	定員 20 人 以上 おおむね 0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上 30：1 ※保育士は 1 事業所毎に 2 人を下回らないこと		

② 設備・面積基準（参）

【保育室等の設備・面積基準】

類 型		国 基 準	那珂川町基準（案）	
家庭的保育		保育を行う専用居室 9.9 m <sup>2</sup> 以上 （1人増毎 3.3 m <sup>2</sup> ）	国の基準のとおり	
小規模保育	A 型	0、1 歳児 乳児室又はほふく室 （1人 3.3 m <sup>2</sup> ）		
	B 型	2 歳児 保育室又は遊戯室 （1人 1.98 m <sup>2</sup> ）		
	C 型	0、1 歳児 乳児室又はほふく室 2 歳児 保育室（1人 3.3 m <sup>2</sup> ）		
居宅訪問型保育		事業の特性を踏まえ設けない		
事業所内保育	定員 19 人以下	小規模保育 A 型と同じ		
	定員 20 人以上	乳 児 室（1人 1.65 m <sup>2</sup> ） ほふく室（1人 3.3 m <sup>2</sup> ） 保 育 室（1人 1.98 m <sup>2</sup> ）		

【屋外遊技場の設備・面積基準】

類 型		国 基 準	那珂川町基準（案）
家庭的保育		同一敷地内の適当な広さの庭 2 歳児（1人 3.3 m <sup>2</sup> ）	国の基準のとおり
小規模保育	A 型	屋外遊技場（付近の代替地も可） 2 歳児（1人 3.3 m <sup>2</sup> ）	
	B 型		
	C 型		
居宅訪問型保育		事業の特性を踏まえ、設けない	
事業所内保育	定員 19 人以下	屋外遊技場（付近の代替地も可）	
	定員 20 人以上	2 歳児以上（1人 3.3 m <sup>2</sup> ）	

### ③ 給食（従）

類 型		国 基 準	那珂川町基準（案）
家庭的保育		自園調理（調理業務の委託可）	国の基準のとおり
小規模保育	A 型	連携施設等からの搬入可 （社会福祉施設、病院含む）	
	B 型	調理設備	
	C 型	調理員※1	
居宅訪問型保育		—	
事業所内保育	定員19人以下	自園調理（調理業務の委託可）	
	定員20人以上	連携施設等からの搬入可 （社会福祉施設、病院含む） 19人以下：調理設備 20人以上：調理室 調理員※1	

※ 現在、自園調理を行っていない事業から移行する場合には、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

※1 委託、連携施設等からの搬入を行う場合、不要

### ④ 耐火基準〈参〉

類 型		国 基 準	那珂川町基準（案）
家庭的保育		建築基準法、消防法の一般規則等を踏まえることを基本とし、上乗せ規制あり。 ① 火災報知器の消火器の設置 ② 消火訓練及び避難訓練	国の基準のとおり
小規模保育	A 型	建築基準法、消防法の一般規則等を踏まえることを基本とし、上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設置する場合、 ① 耐火、準耐火建築物 ② 屋内、屋外階段 ③ 退避上有効なバルコニー ④ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防火処理等	
	B 型		
	C 型		
居宅訪問型保育		—	
事業所内保育	定員19人以下	小規模保育と同じ	
	定員20人以上		

## ⑤ 連携施設等（従）

### ■国の対応方針

居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業者等は、年齢到達による保育サービス終了後も、児童に必要な保育の継続のため、保育所、幼稚園等との連携協力を適切に確保しなければならない。

- ① 集団保育を体験させるための機会の設定
- ② 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- ③ 必要に応じて、代替保育を提供
- ④ 卒園後の受け皿（例 連携施設である旨を明示して、保育所・幼稚園等に優先枠を設定）

類 型		国 基 準
家庭的保育		<b>【連携内容例】</b> ・給食に関する支援（献立作成、調理搬入、アレルギー等への個別対応） ・嘱託員・健康診断（合同検診） ・園庭開放（園庭利用への配慮）
小規模保育	A 型	
	B 型	
	C 型	
事業所内保育	定員 19 人以下	
	定員 20 人以上	
居宅訪問型保育		障害・疾病等の状態に応じ障害児入所施設等との連携確保

※1 連携施設の確保が著しく困難であって、市町村による一定の支援を条件に、第 1 期の市町村事業計画の終期（平成 31 年度末）までの間、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）

## ⑥ 事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて

### ■国の対応方針

国の全国的な基準としては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みとする。

また、年度の途中に従業員の子どもが利用できず、復職の支援の妨げにならないよう、定員弾力化によって柔軟な受入が可能となるよう、配慮を行うこととする。

定員区分（人）	国基準（人）
1～5	1
6～7	2
8～10	3
11～15	4
16～20	5
21～25	6
26～30	7
31～40	10
41～50	12
51～60	15
61～70	20
71以上	20